



寒い時期は対策を 水道管の凍結にご注意を

冷え込みが厳しい朝は、水道管が凍結して水が出ないことがあります。屋外でむき出しの水道管や、日当たりが悪いところにある蛇口や水道メーターは凍結にご注意ください。

《布などで防寒を》

むき出しの水道管は保温材（毛布・布で代用可）を巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて保温材がぬれないようにする。また、メーターボックス内を発泡スチロールで覆うことも有効です。

《凍って水が出ない場合》

自然に解けるのを待つ。または凍結した箇所の蛇口を開け、タオルをかぶせた上からゆっくりとぬるま湯をかけて解かす。急に熱湯をかけると破裂する恐れがあります。

《水道管が破裂したとき》

止水栓を閉めて水を止め、上下水道局が最寄りの上下水道局指定の給水装置工事業者に修繕の申込を。

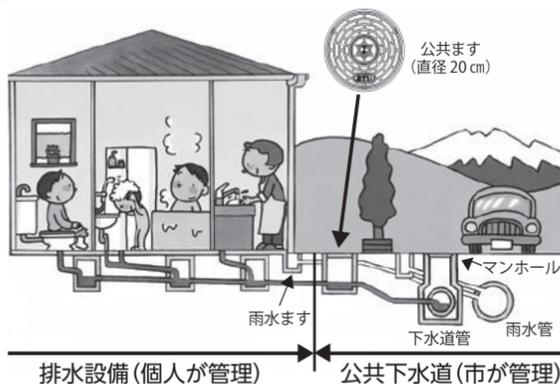
上下水道局電話受付センター
問 (0798・32・2201、0797・61・1703、078・904・2481)

下水道の適切な維持管理を

近年、下水道の詰まりに関する問合せが多くなっています。詰まりの原因は、木の根の侵入や油脂類の付着などさまざまです。日頃から適切な維持管理を心掛けましょう。

【下水道の管理区分】

下水道は市が維持管理する「公共下水道」と、皆さんの財産である「排水設備」に区分されます＝右図参照。そのため排水設備が詰まった時の清掃など維持管理は、皆さんに行ってもらうことになります。



業者に清掃等を依頼する場合は、市の指定業者へお問い合わせください。業者一覧は市のホームページ(ページ番号：90278241)をご覧ください。

下水道の詰まりを防ぐポイント

- ◎台所では、調理などに使用した油は流さず古紙などに吸収させるか固化させ、生ごみはよく水を切り、燃やすごみとして処分する
- ◎トイレでは、ティッシュペーパーや紙おむつなどの水に溶けないものは流さない。また、ペット用の猫砂は水に溶けないものもあるため、正しく処分する
- ◎宅内枿(ます)は、伸びた木の根が侵入したり、ごみがたまっていないか、年に1回は点検・清掃をする
- ◎飲食店などでは、グリース阻集器の油脂類を取り除く機能が低下しないよう、こまめに点検・清掃をする

問 下水管理課 (0798・32・2262)

死者発生住宅火災の原因第1位 / ストーブ火災に注意！

例年、暖房器具が原因の火災、特に「ストーブ」が発火源となった火災が多数発生しています。平成30年（2018年）版消防白書によると、死者の発生した住宅火災の原因の第1位は「ストーブ」で、家庭内の身近な危険であると言えます。

さらに注意が必要なのは、石油ストーブより電気ストーブからの出火が多いことです。電気ストーブは直接火を使用しないので安全であるといった誤った認識をもっている人もいますが、電気ストーブの表面10cm以内は、発火に必要な熱エネルギーが十分にありま

す。ストーブによる火災を防ぐために、次の点に注意し、安全な暖房器具の使用を心掛けましょう。

《ストーブによる火災を防ぐための注意点》

- 寝る前には必ずストーブの電源を切る
- 燃えやすいものはストーブの近くに置かない
- ストーブの上に洗濯物は干さない

問 消防局予防課 (0798・32・7316)

◆12月20日～31日は年末特別火災警戒を実施

年末は、特有の慌ただしさ、空気の乾燥などの気象条件が重なり、大発火が発生しやすくなります。消防局は期間中に、広報車などによる防火の呼びかけをするほか、26日からは出動体制を強化し、火災の早期鎮圧、被害の軽減を図ります。問合せは消防局警防課 (0798・32・7311) へ

工事着工前に必ず申請を 住まいの緑化をサポート

市は、緑豊かな潤いのある美しいまちづくりのため、住まいの緑化助成制度を設けています。助成には、住宅専用の敷地内で道路などの外部から眺望できる場所で行うなど、いくつか条件があります。申込は花と緑の課へ。 ※必ず工事着工前に申請を。助成の重複申請は不可

* **接道緑化** (下表参照。限度額5万円。西宮市危険ブロック塀等撤去補助制度要綱に基づく申請のあった箇所は10万円)

⇒道路などから7m以内の場所に、高木や中木を合わせて3本以上植栽するもの。低木のみ申請不可

樹木の規格 (高さ)	1本あたりの助成単価	
	右は危険ブロック塀等撤去補助制度利用時	
低木① (0.3m以上1.5m未満)	450円	600円
低木② (1.5m以上1.5m未満)	1600円	2100円
中木① (1.5m以上2.5m未満)	2300円	3100円
中木② (2.5m以上3.5m未満)	4800円	6400円
高木 (3.5m以上)	1万5000円	2万1000円

* **屋上緑化** (対象経費の2分の1を助成。限度額15万円)

⇒植栽に必要な土の厚みを持ち、雨水がかかる建築物上を緑化するもの

* **壁面緑化** (対象経費の2分の1を助成。限度額10万円)

⇒建築物やネットフェンス、擁壁などに、木本性のつる植物を1㎡につき3株以上植栽し、壁面を覆うもの

問 花と緑の課 (0798・35・3682)

中小企業勤労者福祉共済

「西宮市中小企業勤労者福祉共済」は、中小企業・個人事業所で働く従業員の福利厚生を充実させ、働きがいのある職場づくりと中小企業の振興を図ることを目的とした制度で、市が直接運営しています。ワーク・ライフ・バランスの実現に、また人材確保と活力ある事業所づくりに役立ててください。市のホームページ(ページ番号：89554838)でも紹介しています。加入の申込・問合せは労政課へ。

★加入は事業所単位

加入できるのは、市内にある個人事業所を含む従業員数300人以下の事業所です。加入は事業所単位で、事業主と市が契約します。パートタイマーなどの短時間従業員も含む全ての従業員が対象です

★掛け金は月額1人500円

掛け金は会員1人につき月額500円です。原則、事業主が全額負担します。この掛け金は、税法上損金または必要経費として計上できます

問 労政課 (0798・23・3775)

～少ない経費で充実した福利厚生を～

掛け金でこんなサービスが受けられます

◇定期健康診断、人間ドック等の補助

労働安全衛生法で定められた定期健康診断を実施する場合、同共済が健診機関と契約し、健診費用の一部を補助。また、インフルエンザ予防接種費用補助や契約医療機関での人間ドック受診費用補助も実施



◇暮らしの節目を給付金制度で応援

結婚、出産、子供の小・中学校入学などのお祝い金、病気や災害時のお見舞金、永年勤続や退職慰労金など充実した給付金制度で応援



◇オフタイムを充実して明日への活力を

各種チケットあっせん(映画、プロ野球観戦等)、旅行補助制度、各種施設の割引利用など。「全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福ネット)」に加盟しているので、全国2万カ所以上の施設・サービスが割引価格で利用可。その時々催しやお得な情報を月1回発行の「福祉共済だより」でお知らせ

